

愛媛県てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成27年5月28日障発0528第1号厚生労働省社会・援護局傷害保健福祉部長通知の別紙「てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱」に基づき、てんかん支援拠点病院(以下「拠点病院」という。)を指定し、愛媛県におけるてんかん診療連携体制の整備を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第2条 本事業の実施主体は、愛媛県(以下「県」という。)とする。

2 県は、本事業の一部を外部に委託して実施することができる。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は下記のとおりとする。

- (1) 拠点病院を指定すること。
- (2) 県内のてんかん診療連携体制の構築を図ること。

(拠点病院の指定)

第4条 県は、てんかんの治療を専門に行っている県内の保険医療機関のうち、以下の要件を全て満たすものを1箇所選定し、愛媛県てんかん支援拠点病院として指定する。

- (1) 一般社団法人日本てんかん学会、一般社団法人日本神経学会、公益社団法人日本精神神経学会、一般社団法人日本小児神経学会、又は一般社団法人日本脳神経学会が定める専門医が1名以上配置されていること。
 - (2) 脳波検査やMRIが整備されているほか、発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が行えること。
 - (3) てんかんの外科治療のほか、複数の診療科による集学的治療を行えること。
- 2 県は拠点病院に指定しようとする保険医療機関に対し、指定基準を満たしているか確認するため、必要に応じて資料等の提供を求め、又は実地に確認することができる。
- 3 県は、拠点病院を指定した際は、当該保険医療機関の代表者に対し、様式第1号「愛媛県てんかん支援拠点病院指定通知書」を通知する。

(指定事項の変更)

第5条 拠点病院は、医療機関の名称、所在地、代表者に変更があった場合は、速やかに様式第2号「愛媛県てんかん支援拠点病院変更届」により知事に届け出なければならない。

(指定の辞退)

第6条 拠点病院が指定を辞退しようとするときは、辞退する日の属する月の前々月末までに様式第3号「愛媛県てんかん支援拠点病院辞退届」により知事に届けなければならない。

(指定の解除)

第7条 県は、前条による辞退の届出を受理した時及び第4条に掲げる指定の基準を満たさなくなったと判断した時は、速やかに様式第4号「愛媛県てんかん支援拠点病院指定解除通知書」を通知する。

(協議会の設置)

第8条 拠点病院は、愛媛県てんかん治療医療連携協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は有識者等で構成し、拠点病院における事業計画の策定、事業の効果の指標の検証、課題の抽出等を行うとともに、必要に応じて拠点病院に対し提言等を行う。
- 3 協議会は、事業の実施によるてんかん対策の効果が検証可能なものとなるよう、効果の指標を設定し、指標に基づいて対策の効果を評価する。
- 4 この要綱に定めるもののほか、協議会の設置及び運営にあたり必要な事項は、協議会設置要綱により定める。

(拠点病院の業務)

第9条 拠点病院は、主に以下に掲げる業務について実施する。

- (1) てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び治療
- (2) 県内の医療機関等への助言・指導
- (3) 関係機関(心と体の健康センター、県内の医療機関、保健所、市町、福祉事業所、公共職業安定所等)との連携・調整
- (4) 医療従事者、関係機関職員、てんかん患者及びその家族等に対する研修の実施
- (5) てんかん患者及びその家族、地域住民等への普及啓発
- (6) 協議会の運営
- (7) 協議会で定める指標に必要な数値等の集計・整理
- (8) その他てんかん対策に必要な事項

(コーディネーターの配置)

第10条 拠点病院は、前条に掲げる業務を適切に行うため、てんかん診療支援コーディネーター(以下、「コーディネーター」という。)を配置する。

- 2 コーディネーターは当該拠点病院に従事する者であって、以下の要件を全て備えている者であること。

- (1) 精神障害者福祉に理解と熱意を有すること。
- (2) てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する能力を有すること。
- (3) 医療・福祉に関する国家資格を有すること。

(報告)

第11条 拠点病院は、国若しくはてんかん全国支援センター又は知事から求めがあった場合には、必要な事項を報告しなければならない。

(てんかん全国支援センターとの連携)

第12条 拠点病院は、てんかん全国支援センターと密接に連携を図り、情報を共有するとともに、てんかん全国支援センターの求めに応じ、協力を努めるものとする。

(公表)

第13条 県は、指定した拠点病院について、本県のホームページ上に掲載し、公表する。

(指導・監督)

第14条 県は、拠点病院の業務遂行について、適宜、指導・監督を行う。

(秘密の保持)

第15条 本事業に携わる者(当該事業から離れた者を含む。)は、てんかん患者当事者及びその家族のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報等の秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月30日から施行する。

(様式第1号)

第 号
令和 年 月 日

(医療機関名) 代表者氏名 様

愛媛県知事

愛媛県てんかん支援拠点病院指定通知書

愛媛県てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり愛媛県てんかん支援拠点病院として指定する。

なお、指定内容に変更があった場合には速やかに様式第2号により届け出ること。

記

- 1 医療機関の名称
- 2 所在地
- 3 代表者名
- 4 指定年月日

(様式第2号)

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
医療機関の名称
代表者職・氏名

愛媛県てんかん支援拠点病院変更届

愛媛県てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱第5条の規定に基づき、愛媛県てんかん支援拠点病院の指定事項を変更しますので届け出ます。

記

1 医療機関の名称及び所在地

2 変更事項（該当事項に○印）

- ア 医療機関の名称
- イ 所在地
- ウ 代表者

3 変更日 年 月 日

4 変更内容

変更前	
変更後	

(様式第3号)

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所
医療機関の名称
代表者職・氏名

愛媛県てんかん支援拠点病院辞退届

愛媛県てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱第6条の規定に基づき、愛媛県てんかん支援拠点病院の指定を辞退したいので届け出ます。

記

- 1 医療機関の名称及び所在地
- 2 辞退年月日 年 月 日
- 3 辞退の理由

--

(様式第4号)

第 号
令和 年 月 日

(医療機関名) 代表者氏名 様

愛媛県知事

愛媛県てんかん支援拠点病院指定解除通知書

愛媛県てんかん地域診療連携体制整備事業実施要綱第7条の規定に基づき、愛媛県てんかん支援拠点病院の指定を解除します。

記

1 医療機関の名称及び所在地

2 指定解除年月日 年 月 日

3 指定解除の理由

--